

平成 18 年 8 月 16 日

東京証券取引所 上場部 御中

全 国 銀 行 協 会

「決算短信の総合的な見直しに係る決算短信様式・作成要領
試案」に対する意見書について

今般、標記試案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご
高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 意見事項

項 目	意 見 内 容
全体的意見	<p>(意見)</p> <p>全般的に、重要性の判断が個社に委ねられているが、開示を省略できる判断基準が不明確なものが多いので、より具体的に明示していただきたい。あるいは、重要性の判断によらず、決算短信の速報性の観点から必要最低限の開示項目を定め、それ以外は任意とする整理の方法も検討していただきたい。</p> <p>なお、注記事項などの省略に関しては、重要性の判断は速報性との兼ね合いなどから総合的に判断することになるため、「重要性が大きくないため開示を省略している」旨の注釈を付記することを求めることは適当でない。したがって、必要最低限の開示項目を除いては、個社の判断で対応することとしていただきたい。</p>
	<p>(理由)</p> <p>原案では、個社の重要性の判断基準の違いから同業種の中で開示にバラツキが発生する可能性がある。重要性の判断基準を明示するあるいは最低限の開示項目を定めることは、重要性の判断基準を投資家に説明するという新たな負担を生じさせずにすむことなど、作成担当者の負担の軽減につながると考える。</p>

キャッシュ・フロー計算書の掲載について	<p>(意見)</p> <p>銀行業にあつては、連結キャッシュ・フローの状況(表紙)の開示、キャッシュ・フロー計算書の掲載および「キャッシュ・フロー関連指標の推移」については、省略もしくは各社の判断により省略可(有報等他の開示書類へ委ねる)としていただきたい。</p>
	<p>(理由)</p> <p>銀行は、資金の調達および運用を業として行っていることから、特にキャッシュ・フロー計算書については、投資情報として重要性は低く、速報性が求められるものではない。また、定性的情報におけるキャッシュ・フローに関する分析も同様の取扱いとすべきと考える。</p>
注記事項全般の省略の判断基準について	<p>(意見)</p> <p>迅速な開示の実現のためには、注記事項を大幅に絞り込むなど、思い切った対応が必要となる。全体的意見に記載のとおり、重要性による省略を容認する場合には、注記事項等の重要性の判断基準を明確に(例示等で)示していただきたい。また、有価証券報告書に記載している事項は決算発表時点では可能な限り開示不要としていただきたい。</p>
	<p>(理由)</p> <p>今回の見直しでは決算情報等を迅速に開示できるようにするため、開示項目によっては、重要性等に応じて開示を省略できることとされているが、省略可能なレベルなど具体的な重要性の判断基準を例示等の形で示す必要があると考える。基準が明確でない場合、実務において判断が困難となること、会社毎に独自に判断を行った場合に比較可能性が損なわれるなどの問題が生じると思われる。</p>
セグメント情報の取扱いについて	<p>(意見)</p> <p>セグメント情報は「開示が必要な項目」に区分されているが、「重要性が大きくない場合は省略可能なもの」としていただきたい。</p>
	<p>(理由)</p> <p>他の注記事項と同様の取扱いとすることが望ましく、企業集団の状況や定性的情報とのバランスにおいても、同様の取扱いにすべきであると考える。</p>

<p>経営方針の開示の省略について</p>	<p>(意見)</p> <p>「会社の経営の基本方針」から「会社の対処すべき課題」までの各項目について重要な変更がない場合は、開示を省略する旨、参照すべき最近の決算短信の開示年月日、ウェブサイトのURL等を記載するとされているが、「目標とする経営指標」以外の3項目については、重要性の有無にかかわらず、記載を省略する取扱いとしていただきたい。仮に記載省略ができない場合でも、参照すべきは過去の決算短信ではなく、その年に提出予定の有価証券報告書等に記載を行う旨注釈することが望ましい。</p> <p>(理由)</p> <p>「会社の経営の基本方針」「中長期的な会社の経営戦略」「会社の対処すべき課題」は有価証券報告書に記載する項目であるため、開示を有価証券報告書に委ねるべきであると考えられる。また、有価証券報告書は決算短信に記載する内容は全て網羅されていることから、毎年提出予定の有価証券報告書を参照する扱いにすることが考えられる。</p>
<p>注記事項の開示の省略について</p>	<p>(意見)</p> <p>リース取引、デリバティブ取引等の記載については、「重要性が大きいと判断できないため開示を省略している旨を記載」とされているが、「適時開示ガイドブック」391ページを変更することなく、「『EDINETにより開示を行うため記載を省略している』旨記載すること」のままとしていただきたい。もしくは、「第 期有価証券報告書中に記載を行うため開示を省略している」としていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>有価証券報告書で開示されている項目については、有価証券報告書の開示に委ねるべきであると考えられる。また、リース取引、デリバティブ等の開示を省略できるとした根拠が有価証券報告書の開示で足りるという「決算短信に関する研究会」の判断に従ったということであることから、上記のような記載ぶりが適当である。</p>
<p>個別業績予想について</p>	<p>(意見)</p> <p>単体の業績予想については、重要性が大きいと判断できる場合には記載を省略することができる旨規定されているが、当該箇所において「但し、公表された前事業年度の実績と比較して経常利益及び当期純利益が30%以上変動する場合には業績予想の開示の省略はできない」といった内容の注意喚起の記載をすることが望ましい。</p>

	<p>(理由)</p> <p>単体業績予想を開示(記載)しなかった場合においても、公表された前事業年度の実績と比較して経常利益及び当期純利益が30%以上変動する場合には適時開示が必要であるという基準を変更しないということであれば、上場企業の判断を誤らせないためにその点を明示的に記載しておくべきと考えられる。</p>
「1株当たり情報」の記載単位について	<p>(意見)</p> <p>1株当たり情報や対前期比増減率の記載単位については、従前より『単位未満四捨五入』による記載を求められているが、『単位未満切捨て』による記載も容認していただきたい。</p>
	<p>(理由)</p> <p>注記事項の「1株当たり情報」等、他の開示(有価証券報告書等)では全て切捨てて記載しており、決算短信の開示計数と齟齬が生じていることから、これを解消する必要がある。</p>
要望事項	<p>(意見)</p> <p>会計監査の厳格化が決算早期化の阻害要因になることが懸念される。短信において開示必須とされているもので、実質的に監査未了の項目については、例えば「速報値」として開示する等の仕組みを構築していただきたい。</p>

2. 確認事項

項目	質問・確認内容
連結経営成績等の表示項目について	<p>(確認)</p> <p>一般事業法人と異なる銀行業の場合、「売上高」以下の利益表示は、従来どおり「経常利益」「当期純利益」等の表示となることを確認したい。また、「売上高営業利益率」(実績)については記載不要としていただきたい。さらに、連結財政状態の「自己資本比率」については、いわゆる「BIS比率」との混乱が生じないように、名称を含めた記載方法について議論させていただきたい。</p>
	<p>(理由)</p> <p>銀行業については、利益表示など、特別法での規定に従うため、業種の特性を考慮し、柔軟な対応を容認していただきたい。</p>

<p>連結業績予想について</p>	<p>(確認)</p> <p>事業会社においては「営業利益予想」が追加されているが、上記記載のとおり銀行業については、利益の表示方法が異なることから、従来どおり「経常利益」「当期純利益」等について予想値を示すという理解でよいか。なお、銀行業においては、経常収益の業績予想については廃止することを検討していただきたい。</p>
	<p>(理由)</p> <p>経常収益予想については、事業会社の売上高に替えて従来から開示を行っているが、金利状況により経常費用とともに大きく左右されることもある。収益および費用のネット損益を重視する投資家に有用な情報とは考えにくいことから、今後、経常収益予想を廃止していただきたい。</p>
<p>剰余金計算書および利益処分計算書の記載について</p>	<p>(確認)</p> <p>平成 19 年 3 月期に関し、過年度の剰余金計算書・利益処分計算書を記載する必要はないと考えているが、その理解でよいか。</p>
<p>「会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」の記載について</p>	<p>(確認)</p> <p>作成要領 17 ページの会計処理の原則・手続、表示方法等の変更について、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの」とあるが、「<u>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（連結財務諸表規則第 14 条）に該当するもの</u>」が正しい記載と思われる。</p>
	<p>(理由)</p> <p>上記変更が、すべて「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されている訳ではなく、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に（会計方針の変更）として記載されるケースも多数あるため。</p>
<p>注記事項の開示の省略について</p>	<p>(確認)</p> <p>リース取引やデリバティブ取引等に関する注記事項については、「上場会社において、決算発表時における開示が必要かどうかの観点から重要性が小さくないと判断できる場合」には省略できるとあるが、開示が必要かどうかについては、前期から大きな会計方針の変更がない、当該取引に係る金額的重要性(損益に与える影響)が小さいといった観点から判断するとの理解でよいか。決算発表時における開示の必要性について、具体的な考え方を示していただきたい。</p>

	<p>(理由)</p> <p>省略の判断基準があいまいであり、実務的判断が難しい。結果、省略できるものについても記載せざるを得ない状況となることが想定される。</p>
--	---